

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	千代田区
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/johosesaku/index.html

執行機関名 千代田区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助の実施に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千代田区条例第30号)別表第1第5の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助の実施に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	千代田区児童生徒就学援助費支給要綱(平成27年4月1日27千子学務発第41号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために <u>高等学校等就学支援金の支給</u> を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減</u> を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第一条 この要綱は、 <u>教育基本法(平成18年法律第120号)第4条に規定する教育の機会均等</u> の趣旨に則り、 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒の保護者等</u> に対し、 <u>必要な援助</u> (以下「就学援助」という。)を行うため、 <u>必要な事項を定めること</u> を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		千代田区児童生徒就学援助費支給要綱